

## 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

昨年12月、沖縄本島中部で米軍嘉手納基地所属の米兵が16歳未満の少女を連れ去り、自宅で性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していた事が今年6月のマスコミ報道等で明らかになった。未成年者に対する性的暴行事件に保護者はもとより地域社会、県内に大きな不安と衝撃、怒りを呼び起こしている。

また、新たに令和5年1月から令和6年5月末までに、性的暴行事件が他に4件存在することも判明した。

女性に対する性的暴行は、被害者へ身体的、精神的な苦痛をあたえ、女性の尊厳を踏みにじる極めて悪質で卑劣な犯罪であり、断じて容認できるものではない。

沖縄県民はこれまで在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、そのたびに重くのしかかる米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱えている。

よって、本市議会は市民・県民の生命、財産、人権と尊厳を守る立場から米兵の蛮行に対し満身の怒りをもって厳重に抗議し下記事項の徹底、実現を強く求める。

### 記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者に対する丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 3 米軍構成員等への教育、綱紀粛正の徹底等、抜本的で具体的かつ実効性ある再発防止策を沖縄県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪等については、被害者のプライバシー確保を前提としつつ、沖縄県及び関係市町村へ迅速な通報ができるよう、通報体制を明確にすること。
- 5 身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

上記のとおり決議する。

令和6年(2024年)7月31日

沖縄県豊見城市議会

あて先

駐日米国大使	在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官	第18航空団司令官
第3海兵遠征旅団司令官	在沖米国総領事